

～パワハラをなくし、笑顔で働ける福祉職場を目指して～

しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会

ニュース第13号 2024年3月

みんなで掴んだ大勝利！

組織的な
パワハラと認定



2024年2月20日仙台高裁・勝訴判決を受けて（報告集会）

*** 原告Sさん ***

3年5カ月に及ぶ裁判は担当弁護士から原告側の完全勝訴との評価をいただきました。この結果は、原告たちは勿論、支援者にとってもこのたたくいは間違っていなかった。という正当性を証明できたのかなと思います。

この間、私達に関わって下さった弁護士の倉持先生、西沢先生をはじめ、支援する会の代表及び各団体の皆様には、パワハラでないがしろに扱われ、弱っていた私達の弁護と裁判運動を通して、ひとのやさしさやたくましさ、知恵と勇気をいただきました。

仙台高裁判決の日には地元の医労連や国民救援会の他、同じく裁判で闘っている守さんご夫婦も加わっていただき、見守られるなか判決に向き合うことが出来ました。「数の勝利」いえ、「絆の強さの勝利」だと感じております。

これからの職場復帰の新たなたたかいかいも見守って頂けたら幸いです。

原告から感謝のメッセージ

*** 原告Kさん ***

令和6年3月7日までに『社会福祉法人しのぶ福祉会』（以下、『法人』）が、最高裁に上告しなかったため、仙台高裁判決で勝訴確定となりました。各方面から数多くのご支援を頂いてもぎ取った勝利です。本当にありがとうございます。

ここまで労災認定、福島地裁勝訴と歩を進めてきましたが、これらの事実を法人は認めていません。その法人がなぜ上告しなかったのか。これまでの事をどう認識しているのか。説明責任を果たさなければなりません。しかし、法人理事長が『組織的な一連一体の共同不法行為』を先導してきたのですから、果たさせるのは至難の業です。原告が納得できる回答を得て、安心安全な職場に復職するにはここからが正念場です。

皆様のご支援が原告の励みになります。復職できる日までお力添えを賜りますよう宜しくお願いいたします。

～パワハラをなくし、笑顔で働ける福祉職場を目指して～

各団体御中・各位

2024年3月12日

「しのぶ福祉会パワハラ裁判」の勝利判決確定について、報告と御礼

しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会

共同代表 斎藤富春 県労連顧問・労働相談センター所長

共同代表 尾形忠明 日本国民救援会福島県本部常任委員

共同代表 高橋勝行 福島県医労連執行委員長

社会福祉法人しのぶ福祉会のパワハラ裁判「控訴審判決」が2月20日、仙台高裁で示されました。判決は、記録された数々の証拠と弁論をもとに、福島地裁に続き被告ら3名と被告法人の不法・違法行為を厳しく断罪するもので、原告の「完全勝訴」となりました。

しかも控訴審では、①被告ら3名のパワハラが現理事長や理事による「組織的な一連一体の行為」であるとまで踏み込んだ認定がされており、被告らの行為は、社会的に許されない違法なものであることがより明らかになりました。

また判決は、②原告らのうつ病発症がパワハラに起因することや、③退職届（雇用契約の合意解約申入れ）の撤回は有効に行われたこと、④労災であるにもかかわらず退職扱いしたことは「労基法第19条1項に違反」する、⑤給与規定の不利益変更も「強い精神的圧迫を受け、恐怖心から署名押印した」もので無効であると明確に断じています。⑥原告2名の賃金・賞与の支払い（休業損害）と、精神的苦痛に対する慰謝料等は合わせて約4,200万円と認容しました。

被告法人は3月6日、最高裁に「上告しない」意思を示しましたので、控訴審判決が確定しました。判決内容は、同様のケースにおいて重要な判例となり、パワハラや労働争議で苦しむ人たちへ一筋の光となることでしょう。

この裁判は、2020年9月の提訴から3年5ヵ月の時間を費やしました。原告2名が一緒になって、雪うさぎ法律事務所および福島県労連労働相談センターへの相談と、福島県医労連および国民救援会に加入してたたかいました。原告を支え苦労を共にしてきた家族の存在もありました。そして私たちは、幅広い団体・個人の賛同で「しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会」を立ち上げました。

この間「支援する会」は、福島地裁・仙台高裁への「公正な裁判を求める署名」と、毎回の裁判傍聴・報告集会に取り組みました。署名は合わせて、約1万6千筆に上ります。また、団体訪問や街頭でのチラシ配布等に取り組みできました。

被告法人に対しては「人権侵害をなくし、健全な管理体制の確立を求める署名」と「福島地裁および仙台高裁判決を真摯に受け止め、上告せず、誠実に問題解決をはかる」よう求めるFAX要請を全国から寄せていただきました。

これまでご支援いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

裁判は終結しましたが、私たちは法人に対して「判決に基づき、2名の雇用継続を認め、ハラメントのない安全な環境のもと復職させること」を求めています。また、しのぶ福祉会が人権侵害を深く反省し各種法令の遵守及び健全な事業運営を行う管理体制を構築するよう求めます。

以上を報告申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。